



東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び 設備の基準に関する規則第十九条 (通信連絡設備等) への適合性について

2024年12月26日
日本原子力発電株式会社



第十九条(通信連絡設備等)への適合性(1／3)

第二種埋設許可基準規則※	第二種埋設許可基準規則※の解釈	適合性
<p>(通信連絡設備等)</p> <p>第十九条 事業所には、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p>	<p>第19条(通信連絡設備等)</p> <p>1 第1項に規定する「通信連絡設備」とは、事業所内各所への作業又は退避の指示等の連絡を、ブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備をいう。なお、<u>廃棄物埋設地については、必ずしも警報装置を設けることを要しない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none">事業所には、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において、事業所内の人に対し必要な指示ができるよう所内通信連絡設備を設ける。所内通信連絡設備は、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において、事業所内の人に対し退避又は作業指示の連絡を行うための機能を有し、事業所内各所(廃棄物埋設施設、構内事務所)の者へ音声による連絡を行うことができる設計とし、携帯電話、衛星電話設備(携帯型)及びブザー鳴動等が行える可搬型のサイレン付拡声器(第1図参照)を設けることにより、必要に応じて、それぞれ異なる手段による通信連絡の多様性を確保する(第1表参照)。なお、廃棄物埋設地における埋設作業は、地上面からの視認性が良いことから、異常発生時の連絡や退避の指示が容易に行える。そのため、廃棄物埋設地に警報装置は設けない。
<p>2 事業所には、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p>	<p>2 第2項に規定する「通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」とは、事業所外必要箇所への異常の発生等に係る連絡を音声により行うことができる通信連絡設備を使用できることをいう。</p> <p>3 第1項及び第2項に規定する「通信連絡設備」は、必要に応じて、<u>それぞれ異なる手段により通信連絡できる</u>ものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none">事業所には、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において、事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、所外通信連絡設備を設ける。所外通信連絡設備は、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において、事業所外の通信連絡を行う必要がある場所と音声等により通信連絡ができる設計とし、携帯電話及び衛星電話設備(携帯型)を設けることにより、必要に応じて、それぞれ異なる手段による通信連絡の多様性を確保する(第1表参照)。

※ 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則



第十九条(通信連絡設備等)への適合性(2/3)

第二種埋設許可基準規則※	第二種埋設許可基準規則※の解釈	適合性
3 廃棄物埋設施設には、事業所内の人への退避のための設備を設けなければならない。	<p>4 第3項に規定する「事業所内の人への退避のための設備」とは、次に掲げるものをいう。なお、<u>避難用の照明については、廃棄物埋設施設における異常発生時において緊急時の避難を要する事態が想定されない場合は、可搬型の仮設照明によることができる。</u> (中深度処分を対象とした記載のため省略)</p> <p>二 ピット処分及びトレンチ処分にあっては、<u>通常の照明用電源喪失時においても機能する避難用の照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路</u></p>	<ul style="list-style-type: none">■ 廃棄物埋設施設には、事業所内の人への退避のための設備として、避難用の照明及び安全避難通路を設ける。✓ 避難用の照明は、廃棄物埋設地では夜間作業は行わず、雨水防止テント内の明かりは自然光を利用するものとしており、廃棄物埋設施設における異常発生時において緊急時の避難に常設の照明器具を要することが想定されないことから、可搬型仮設照明器具を設ける。✓ なお、可搬型仮設照明器具は、通常の照明用電源喪失時においても機能する充電式とする。✓ 安全避難通路は、異常発生時において、人の安全な退避のため、本施設内の歩行者用通路を安全避難通路とする(第2図参照)。また、雨水防止テント内の埋設トレンチ側壁には、仮設の避難はしごを設置し、安全避難経路を確保する。安全避難通路には、単純、明確かつ永続的な避難誘導標識を設ける。

※ 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則



第十九条(通信連絡設備等)への適合性(3/3)

第1表 通信連絡設備一覧

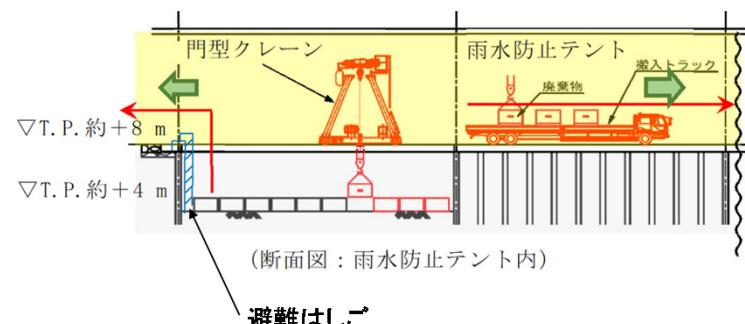
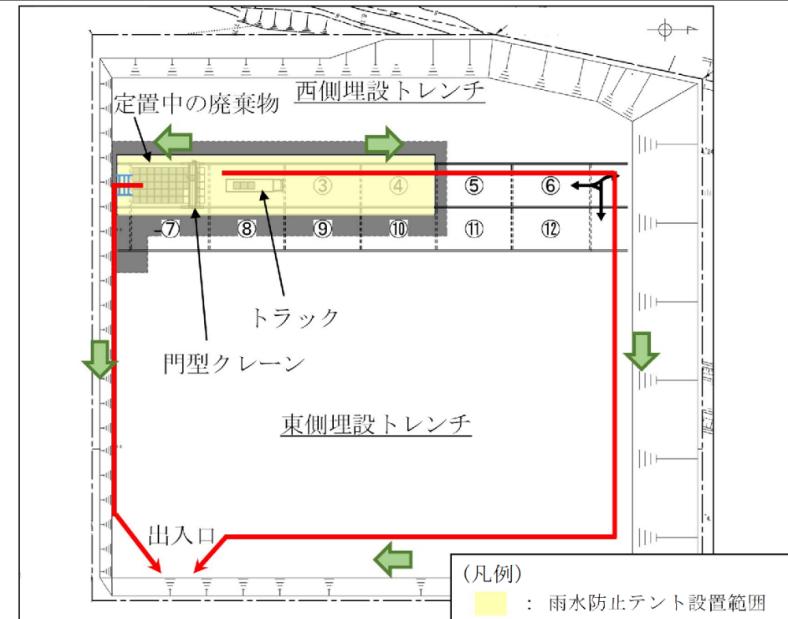
種類	電源	通信回線
所内通信連絡設備	携帯電話※	充電池
	衛星電話設備(携帯型)※	充電池
	サイレン付拡声器(第2図参照)	充電池
所外通信連絡設備	携帯電話※	充電池 無線系回線 (通信事業者回線)
	衛星電話設備(携帯型)※	充電池 衛星系回線 (通信事業者回線)

※ : 所内通信連絡設備と所外通信連絡設備を兼用



出典:朝日電器株式会社

第1図 サイレン付拡声器の例



第2図 廃棄物埋設地における安全避難通路(例)